

子ども家庭課

議案第52号

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）の一部改正に伴い、港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）の一部を改正します。

1 改正理由

国は、兵庫県明石市を含む7市の地方自治体からの提案を受け、令和2年3月23日、基準の一部を改正し、放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に中核市（明石市を含む60市）を追加しました。

区は基準の一部改正に伴う要件拡大により、放課後児童支援員となる研修の受講機会が拡充することから、条例の一部を改正します。

2 改正内容

放課後児童支援員の資格要件である研修について、現行の都道府県知事又は指定都市の長が行う研修に加え、新たに中核市の長が行う研修を追加します。

3 施行期日

公布の日